



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年8月15日 火曜日 第2900号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 土地改良区役員の就退任の届出……………（中予地方局農村整備第一課）… 598
- 土地改良区役員の住所の変更の届出……………（ ” ）… 598
- 土地改良区の定款変更の認可……………（ ” ）… 598
- 道路の供用開始（県道河中平井停車場線）……………（中予地方局管理課）… 598

告 示

○愛媛県告示第942号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市牛渕上井手土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成29年8月15日

愛媛県中予地方局長 福井 琴樹

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 北 英 彦	東温市牛渕1394番地2

○愛媛県告示第943号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、

○愛媛県告示第945号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年8月15日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	河中平井停車場線	松山市北梅本町甲2839番2から 同町甲2837番3まで	平成29年8月15日

東温市吉久土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成29年8月15日

愛媛県中予地方局長 福井 琴樹

役員の種類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理 事	相 原 一 昭	東温市吉久31番地1	東温市吉久33番地1

○愛媛県告示第944号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市北方土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年8月15日

愛媛県中予地方局長 福井 琴樹